

## ヨーロッパ統一株式会社法成立に関する所論 (二)

岡 本 善 八

### 四

右の如くフランス学者によるヨーロッパ型株式会社についての積極的見解があるが、逆にこれに対し否定的なドイツ学者の見解が存することは留意せねばならない。すなわち、Johannes Barmann は、結論的に次の如く否定的な見解を述べている<sup>(1)</sup>。すなわち、(1)各国固有の株式会社のほかに、新たにヨーロッパ型株式会社を設立することは、一面、経済的実用性もあるが、他面、一般人および各国法曹に対して、その法規統一により新たな論議をもたらすことになるし、また心理的理由もその障害となる。(2)かかる統一は、共同体条約 (EWG-Vertrag) の目的の促進というよりも、あたかもそれに背反する結果をもたらすかも知れないのである。すなわちそれはすでに、支店設置の自由・相互的承認・本店移転による法人格の保持・国際的合併の簡便化、保護規定 (Schutzvorschriften) の均一化を意図するほか、国籍を理由とする無差別の原則に関し、いわゆる関税枠に関する統一法 (Rahmengesetz, Loi cadre) の制定等

を意図しているのである。これもまたかかる方法での統一化 (Harmonisierung) ともいっているのである。(3) 更に国際私法の観点からすれば、統一株式会社法が成立した場合にも、そこに規定の欠缺がある場合にいかなる法により補充するかの問題が生じる。もちろんこれを避けるためには、ヨーロッパ型株式会社 (Kapitalgesellschaft nach europäischem Muster) に関する条約規定の完璧を期するであろう。しかし、ヨーロッパにおいては、かかる統一立法についての先例もあり、更にヨーロッパ統一会社法が各国会社法を全く排斥するものとするとは疑問の余地があるし、更に内国法を準拠法とする各国会社が国籍につき無差別主義をとる場合には、そのほかにヨーロッパ型株式会社を別個に創設する理由として内外国籍の不等等の禁止を挙げることは、充分説得力をもたない。その上、更に例えば、国際法協会 (International Law Association) または、ハーグ私法会議による統一会社法の可能性、あるいは国際私法案の存続などを考慮するときは、ヨーロッパ型株式会社法の制定は、法制の統一 (Vereinfachung) よりも、むしろ混乱

(Komplizierung) を来すことが考えられる。(4) 第四の理由は、すでに積極論者によっても指摘せられていた如く、第五四条の規定は、閣僚理事会および欧州委員会に直接統一法の設定権限を付与するものでなく、単に個々の国家に対する国際法上の義務付けの可能性を示しているにすぎず、第一八九条第三項の規定により内国立法者に対し、統一化の義務を付与しているにすぎない。すなわち、条約は、外人法の立場から例えば相互承認・法人格の不変性の如き規定を設けることにより、制限除去を考慮しているにすぎないし、また仮に統一会社法ができた場合でもその補助準拠法の決定につき困難が生じる。(5) 前述の如き意味における本店移転のほかに、共同体内に更に本店をもつに至る場合第三国との関係に関する問題がある。例えば、スイスにおいては、一九五四年四月一二日の連邦議会において、スイス会社は国際私法事件については、外国にその本店を移しても、その旧本店所在地法上のすべての権限を有しているものと解すべきであると定めるに至っており、あるいは、パナマの一九五八年八月二十三日法は、パナマに本店を移した外国会社についてその当初の法により認められる存在を継続的に認めているが、共同体への本店移転について、積極説では何ら考慮を払っていない。然し、保護規定の一致および、共同体の共通目的を考慮した国際化および解釈により、準拠法決定の先決問題たる国籍の觀念が重要性を失い、かつ支店に関する法規が一般的にその存在を保証する場合においては、複数住所につき何ら

ヨーロッパ統一株式会社法成立に関する所論 (二)

考慮せらるる必要はない。貸借対照表の問題は何らこの問題につき、決定的な要素とはならない。(6) その意味では、会社法の漸進的調和が方法として望ましいのであり、その本質上経済の「自動的創造法」(selbstgeschaffenes Recht) すなわち、国家法と関連ある模範法規の探求を通じてその実現をなしうるものであり、その場合には、同時に、特に国際的影響の大なる会社の定款に関する資料を駆使すると共に、少くとも各国保護規定の比較法的検討がなされねばならない。もっともかかる提唱を実現するためには、その実現の媒介として、ヨーロッパ裁判所を仲裁裁判所とするか、あるいは条約第一六四条「司法裁判所は、本条約の解釈適用上正義の遵守を確保せねばならない」《La Cour de Justice assure le respect du droit dans l'interprétation et l'application du présent Traité》の規定による本来の管轄に基くものと解するかを問わず、更にまたはパリ国際商業会議所による国際仲裁裁判所の介入によること、仲裁裁判所の仲裁によらざるを得ない。かかる見解は、すでに、Saarlör およびそれに発する理論と軌を一にするものである。すなわち、その当時におけるドイツとフランスの株式法の任意規定を利用することによりいわば超国家的に適用せられる法案を得るに至っているし、その仲裁裁判所についても合意が存しているものと考えられる。然しながら、かかる仲裁裁判所に対する合意は、株主に対してはその統一の利益は享受しうるが第三者との関係においては、実益はないのである。その比較的成

功している例としては、昭和二五年日本商法（一九五〇年公布、一九五一年七月一日施行）が、一九五一年迄に日本法に継受せられていたドイツ法理論とアメリカ法理論という対立的法理論を調和せしめるに至っているが如き経過を指摘することができるのである、と。

右の如き消極的理論も、既にみる如くその論点はおおむね積極論者のそれと同じであるが、その結論が逆になっているのは、結局はそれらが論者の心理的要素により左右せられることが多いことによるものと解せられる。特に、ドイツ学者の否定的態度は、株式法改正事業がほとんど決定的段階へと進んでいることによるものと考えられるが、ここでは一応積極論を前提として統一上の障碍を概観することとする。

(1) この事項については、Sartor Johannes Bärnann, *Einheitliche Gesellschaftsform für die EWG.* (Archiv für die civil Praxis, 160 Band, 2 Heft, Juni 1961) による。

(2) 大木雅夫・ヨーロッパ共同体司法裁判所（ジュリスト、第二四五号、第二四六号、第二四七号）。特に仲裁条項による司法裁判所の合意管轄に関する第一八一条の規定については、第二四六号、三七頁参照。

## 五

右の如く、学者相互間においても、統一ヨーロッパ型株式会

社の成立について、積極・消極の二つの立場が存在する。しかもその諸論点自体に共通の要素が挙げられていることは、若干の関心はひくに足る現象である。

その点とはかく、まず積極論者において統一法形成について、まず各国の現行立法につき、網羅的ではないが、その相違点を比較することから問題点の検討がなされている。例えば、前述の Renault の論文において挙げられている点は次の点である。

第一 会社の構成に関する問題として、主要なものは、要約すれば、(一) 設立に関する主義。(二) 現物出資の検査方式。

(三) 株式の方式。(四) 公告の方式および効果の諸問題であるが、これに関連して次の如き検討を要する諸問題がある。

(一) 法人格取得の問題は、今日に至るまで、擬制説・経済的实在説・法実在説などがあり、各国法においては、この点につきいかなる立場をとるかにつき実益があるにしても、ヨーロッパ型株式会社については、殆んど重要性は存せず、許可 (Licence) を必要要件とすることになる。次に、共同体加盟諸国において株式会社につき法人格を付与しない国家は存しないことから、さしたる障碍は生じないといえる。<sup>(1)</sup> ただやや問題となるのは、法人格付与の手續、または何時から法人格を取得するかの問題である。<sup>(2)</sup>

(二) 次の問題は、前述の点とも関連はあるが、設立自由主義 (Liberté de constitution) を採用するか、許可主義 (système

de l'autorisation préalable) を採用するかについて主義が対立している点である。フランス法では、一八六三年法に代わる一八六七年七月二十四日法第二一条第一項においては、「爾後株式会社法の設立については、政府の許可を要しない」ことを明示しており、ベルギー法、ルクセンブルグ法も同様の態度を示している。<sup>(4)</sup>これに対し、オランダ法においては、法務省によるその設立行為に関する届出の審査の後に法人格を取得することとなる。<sup>(5)</sup>この規定は、政府認許でなく裁判所による審査による点において異なるが、イタリア法の定める予備的審査手続と類似している<sup>(6)</sup>であり、更にこれは、設立登記前において裁判所の検査を必要とするドイツ法とも類似している。<sup>(7)</sup>かかる立法上の主義が対立している現状においては、自由主義をとるか認可主義をとるべきか、更に特に後者を採用場合には、その権限は行政機関に委ねるべきか司法機関に委ねるべきかの問題が論ぜられねばならない。この問題については、直接には共同体の内部的問題であり、第三者たる筆者が軽々に論ずべき筋合のものではないが、その会社の影響の重要性を考慮するときは、少くとも資産の堅実性については公的機関の検査を必要とするといえるのであるが、いわゆる認可主義と自由主義のいずれをとるかについては、共同体の発展段階に即応し、その当初においては認可主義を採らざるを得ないかと思われる。

(三) 第三に、設立手続および株主保護の問題がある。この問題は、換言すれば、発起設立主義を採るべきか、または募集設

立主義をとるべきかの問題である。この点、実際上はヨーロッパにおいては発起設立主義か採用される場合が多いのであり、特にフランス法では、株式申込証の如きについては、いわば余計なつけたり感がないではない。すなわち、商事裁判所書記局に対する定款の予備的届出・詳細な内容を有する株式申込証の規定だけでは、証券投資者保護について充分その目的を達し得ない。かかる意味において、多くの立法は、投資者保護の実効を挙げるため設立手続中において、その予備的審査に関する規定を設けるに至っているものであり、それは、専門機関によるその持分の実価の評価・企業内容の公開・上場株式の対価たる財産につき株式仲買人協会または銀行協会による厳格なる検査によるべきこととなる。フランス法においては、現物出資につき、創立総会において、専門家たる検査人により検査せられ、その見解にもとずき、総会において各株主が不動また不動産の評価をなすことになるのである。<sup>(8)</sup>然し、この制度についても、その鑑定がしばしば浅薄であり、しかも、かかる鑑定に対し総会が異議をとなえることは實際上極めて稀であるからである。この点においては、ドイツまたはイタリア法は、よりその保護の目的を達しているものと考えられる。すなわち、ドイツ法においては、その検査役が裁判所により任命せられ、<sup>(9)</sup>イタリア法(民法第二四四三条)においても、裁判長により任命せられた専門家による宣誓のもとに、その対価を提供せねばならないのである。ベルギー法およびオランダ法は、何ら特別の手続を定

めないが、少くともベルギー法においては、過大評価の場合の発起人の責任を厳格に規定している。

(四) 定款については、(イ) 記載内容の問題と、(ロ) 形式、の二問題がある。前者すなわち、その記載内容については、各国においてほとんど異なることない。特にその記載事項の性質につき J. Rault は、フランス法においては絶対的記載事項はないと説くが、然し一八六七年法七月二四日法第五七条（一九三五年十月三〇日命令により改正）によると他国法と特別の相違はなく、ドイツ法・イタリア法・ベルギー法・オランダ法も、その点についてはいちじむしい相違はない。ヨーロッパ型会社については、この点につきさしたる問題はなく、定款中にその会社の主要な本質的事項を記載し、条約規定が補助的に適用せられることを記載すれば足りる。

次にその形式については、その作成につき、常に公証人を媒介すべきか、私署証書で足りるかの問題がある。例えば、ドイツ法では、公正証書の形式によるか、裁判官の面前でなされることを要するとせられ、ベルギー法では認証文書によることを要し、イタリア民法またはオランダ商法によれば、公証人の介入を必要とし、フランス法によれば、本来私署証書で足りるが、然し引受または払込につき、かつ現物出資については公証人の介入が要求せられることとなる。<sup>(14)</sup>ヨーロッパ型株式会社に ついてもその発起人のみならず、株式引受人の資格・能力については非常な困難がある。然し、この点も、各国の国内法の相

違は、統一株式会社の設立の実益を考慮すれば当然克服すべき点であり、結論的には、その安全維持のためには公的機関が介入することが妥当であると考えられるのである。

(五) 社員の員数についても、二つの問題が生じる。この点については、英米の若干の法規と異なり、共同体諸国においては、ローマ法の伝統にもとずき、数人の社員により構成せられる組合的制格を有するものであり、株式会社は、いわば、一種の契約ともいべき制度 (une institution) と考えられていると説く。たとえば、イタリア法・オランダ法は少くとも二人以上の構成員にて足りるが、ドイツ法は、少くとも五人の引受人を必要とし、フランス法・ベルギー法・ルクセンブルグ公国は、五年乃至七人の発起人を必要とする。かくの如く当初社員については、各国において規定の内容は異なるが、この点は、極度に公益的性質をもつものではなく、その統一化についてさしたる困難は感ぜられないとせられるのは、充分納得しうる。

第二の問題は、会社成立後いわゆる「一人会社」が認められるか否かの問題がある。この点については、各国立法上かなりの相違が存在しているのであり、フランス法では、立法・判例とも、一人会社を解散要因と解しており、更に存続中社員七人以下に減じたときは、利害関係人の請求により解散判決をなしうる。<sup>(15)</sup>ベルギー法も同様の意味において、社員一人となるときは、一人会社として解散要因となり、また七ヶ月の間社員七人以下たる事態が継続するときは、解散判決を下しうる。<sup>(16)</sup>ルクセ

ン、ブルグも同趣旨である。これに反して、ドイツ・イタリア・オランダ法においては、一人会社《société d'une seule personne》の存続を認めらる。

- (1) ヴェーン株式法一条 (Van Wynendaele et Wouter; Le Droit des sociétés anonymes dans les pays de la communauté économique européenne, 1961, Bruxelles, p. 19)・フランス法 (Wynendaele, *ibid.* p. 202; Escarra, *Cours de Droit Commercial*, 1952, p. 324)・イタリヤ法 (*ibid.* p. 264; Friedmann and Pugh, p. 304)・ベルギー法 (art. 2, al. 1er des lois sur les sociétés commerciales)・オランダ法 (Wetboek van Koophandel § 37. 商法典三七条)・ルクセンブルグ法 (Lois sur les sociétés commerciales, § 23)
- (2) この問題は、公告の効力に関して後述。
- (3) Escarra, *Cours de Droit Commercial*, 1952, p. 280.; Van Wynendaele-Wouters, p. 206, no. 15.
- (4) Rault, *ibid.* p. 754. Alan Campbell and Dennis Thompson, *ibid.* p. 144.
- (5) 一九二八年七月二日オランダ商法 (Wetboek van Koophandel) 第三六条Cおよび一九三二年一月一二月破毀院判決 (Hoge Raad) によれば発起人により義務履行がなされない場合においては、《non-objection》の宣言を得る

ヨーロッパ統一株式会社法成立に関する所論 (一)

ことが不可能な場合がある。Campbell and Thompson, *ibid.* p. 14.; Van Wynendaele et Wouters, *ibid.* p. 332.; Rault, *ibid.* p. 754.

- (6) イタリア一九五五年五月三日法は、資本金五億リラ以上の株式会社につき許可主義を採用しており、一九四二年民法二三三〇条においては、裁判所による十分の一の金銭払込・現物出資などに関する検査手続の後、裁判所の設立登記命令が発せられる。
- (7) ドイツ一九三七年一月三〇日株式法第三一条一項は、裁判所に形式的審査義務を課し、違法の場合の登記拒否を定める。
- (8) フランス一八六七年七月二四日会社法第四条による Commissaire の選任。
- (9) ドイツ一九三七年株式法第二〇条・第二五条。
- (10) フランス一八六七年会社法(一九三五年一月三〇日改正)第五七条によれば、定款の公示事項として、次のものを掲げる。
  - (イ) 会社の形式
  - (ロ) 会社の社号または商号上の名称
  - (ハ) 会社の目的
  - (ニ) 会社の住所
  - (ホ) 会社の債務につき、無限かつ人的に責任を負う社員の名・氏・称号、および個人的郵便宛先

- (ヘ) 社員または第三者をして会社の業務を執行する権限を有する者、合資会社の監査役員および株式会社の監査役員の名・氏・称号および個人的郵便宛先。
- (ト) 資本金額・金銭出資額、ならびに現物出資の概要およびその評価。
- (チ) 株式会社においては、特別準備金の積立に関する定款の規定ある場合は、その規定。
- (リ) 複数議決権株を設けたるや否や、または発起人指分を發行したるや否や。
- (ヌ) 会社の始期および通常の消滅の時期。
- (ル) 第五条に定められたる提出をなしたる商事裁判所の書記局およびその日附  
会社が資本可変のものなるときは、抄本にはこの旨を記載し、かつ資本減額を為しうる最低額を掲ぐることを要す、と定める(大森・仏蘭西商法I、二二二頁)。なお Van Wynendaele et Hippolyte Wouters, *ibid.* p. 206. 小島昌太郎、比較株式会社形態論一三八頁参照。
- (11) ドイツ株式法一六条によれば、絶対的記載事項としては、
  - (ア) 会社の商号・住所
  - (イ) 会社の目的
  - (ウ) 資本の額
  - (エ) 一株の額面価額。もし数種の株式あるときは各株式の種類
- (オ) 取締役の構成方法
- (カ) 公告の方法  
があげられる。
- (12) イタリア民法二三二八条。ベルギ法一九五八年一月六日改正法による第三〇条の規定。オランダ商法三六条CおよびDの規定。
- (13) ドイツ株式法一六条によれば、定款は裁判所または公証人の文書 (*gerichtliche oder notarische Beurkundung*) により確定せられなければならない、ベルギー一九五八年一月六日改正商法第三〇条、イタリア法第二三二八条、オランダ商法三六条三項も公証人の介入を必要とする。
- (14) フランス法によれば、定款作成は公正証書または私署証書によることを必要とするが株式会社には特定事項を記載することを要し、これを定款に記載した後一般募集のためには商事裁判所の書記局に寄託することを要する(一九三七年八月三一日法、第二四条↓第一条)。大森・前掲叢書一三〇頁。
- (15) イタリア民法二二四七条。オランダ商法においても同旨 (*J. Vandendaele et H. Wouters, ibid.* p. 332, No. 12.)
- (16) ドイツ株式法第二条。
- (17) フランス一八六七年法第三八条。
- (18) ベルギー商法二九条によれば、七人 (*Friedmann and Pugh, Legal Aspects of Foreign Investment, p. 55.*)

(19) ルクセンブルグ法は、ベルギー法に類似する（ルクセンブルグ会社法二六条参照）。

(20) Reg., 10 avril 1867 D., 1867. 1.397, 12 mai 1926, S. 1928. 1.295. なお、一八六七年法三八条。

(21) ベルギー商法一〇四条。Friedmann and Ough, p. 55, N. 7.

(22) ドイツ株式法二〇三条。Godin-Wilhelmi, Aktien-Gesetz, S. 870.

(23) Friedmann and Pugh, *ibid.* p. 304.

(24) Friedmann and Pugh, *ibid.* p. 372.

(4) 会社資本については、その概念・最小資本額および構成に関する問題がある。

株式会社資本の概念については、さしたる相違は存しない。

すなわち、この概念があくまで抽象的であり、かつ債権者保護を目的とする金額であることについては、ほとんど一致をみるところである。然しながら、資本なる数額も債権者保護については絶対的とまではいい得ないのであり、ただその機能は設立当初においてその本来の目的を果しうるにすぎないとさえいえる。然し一面においては、設立については、通常資本額にほぼ該当する資産が存在したとの信頼をもちうるものであり、更に存在中においても、担保設定など特別の場合を除き、一般債権者としても、会社財産につき優先的に弁済を受けることとなる。この意味で、会社資本は債権者の利益のための担保の限界を示

す機能をもつが、各国法の統一の観点からはさしたる重要性は有しない。

かかる資本の問題に関して当然考慮すべき問題は、その最低資本額の問題であるが、この点、ドイツ法・イタリヤ法は、それぞれ明確に、十万ドイツマルク<sup>(1)</sup>または、百万リラさらに草案によれば、二千五百万リラを要することを明示しているが、これに対し、一般的会社については、フランス法・ベルギー法・オランダ法<sup>(5)</sup>は、この点につき明示的金額を定めず、その最小株主数および額面株式からその最低資本額を推測しうるにすぎない立法態度を採用している。これらの点については、ヨーロッパ型株式会社の場合大した支障を生じるものではなく、それが本来大規模会社を予想していることからして、設立までに資本充実をなすべきこと、およびかなりの最低資本額を備えるべきことは当然の事であり、ただ問題となるのは、その具体的条件についてであるといえる。

資本について最後に考慮すべき諸問題としては、次のものがある。まず、資本構成の問題であるが、まず対価として非金銭的持分についてはその評価が困難であり、債権者保護の目的のためには、金銭的持分のみをその対価として資本に繰り入れ得るとの見解もあるが、Raitt<sup>(6)</sup>はかかる見解は厳格にすぎると解している。更に、設立については資本総額引受主義を採用すべきか否かについては、オランダを除き、すべてこの主義を採用していることからしてヨーロッパ型株式会社に関してもほとんど

論議の余地はない。更に、全額払込を要するか否かについては、現金払込についてはその比率は異なるにせよ、共同体諸国では一部払込をもって足りるとする点においては一致するが、その必要払込額については若干の相違があり、更に現物出資による株式については、更に重要な差異が見出される。この点は第三者の見解ではあるが、全額払込とすることが超国家的会社としての性格に合致するのではないかと考える。

(4) 発行証券について問題となるものとしては、株券および社債券の二種が存する点については、すべての株式会社について何ら相違は生じないが、各証券の種類・内容につき統一化への障害が生じうる。例えば、(イ) 額面についての最低額の決定については、ヨーロッパ会社については重要な問題であり、(ロ) 発起人持分の如き利益配当を内容とするものを認めるべきか否かについては、会社成立後の増資または減資の手續につき煩雑となる欠陥が従来より感ぜられているが、ヨーロッパ型会社においては、これを除去することが妥当と考えられる。(ハ) またその方式につき、記名式についてはすべての国がこれを認めるが、無記名式については、ただイタリア法は、Sicile および Sardeigne において施行せられる例外的な特別法についてはともかく、原則として、これを認めない。この点、Raut は、集本調達の容易化を目的とするヨーロッパ型株式会社においては、それが完全に譲渡せられる限り、原則として記名式であるが、名義人の要求により無記名式となしうると定めることが妥当で

はないかと解する。然しこの点は、株主の共益権特に議決権の範囲をいかに定めるかにより結論を異にしうる。

(ハ) ヨーロッパ型株式会社については、可及的に公告事項を広汎ならしめるべき点については論議の余地はない。関連ある国内法においても、第三者の利益保護のため特に物的会社につき、公告手續が明定せられているのであるが、ただここで問題となるのは、登記公告方式と公告の効果に関する問題である。例えば、その効果について公告手續の完了が、法人格取得の要件となるか、あるいは無効原因となるにすぎないかなどの問題がある。またその方式についても、(イ) 設立証書の商事裁判所書記局への届出、(ロ) 法定公告紙 (Journal d'annonces légales, Bulletin des annonces légales, Bulletin des annonces légales obligatoires) における要項の公示、(ハ) 商業登記所における公告、などの方法がある。この点については、その本店所在地によらしめても、さしたる障害は生じないとも考えられるが、然し国際取引の要求を考慮するときは更にヨーロッパ共同商業登記制度が必要であると考えられる。もっともかかる制度が設定せられた場合においても、短時間に周知の実をあげうるか否かの問題は別の問題として残ることは留意すべき点である。特にこの公告、または登記方法についてはかなり検討すべき点があるが、次の叙述にゆずる。

- (1) 一九四九年ドイツマルク貸借対照表法。
- (2) イタリア民法第二三七条。

- (3) フランス法では、額面株式のみを採用し、かつ額面は最低額一百万フラン(100 N. F.)であり、(一九四九年八月四日令・第二八条→一八六七年法第一条)である。(Dalloz, Code de Commerce, 1960, p. 22)。
- (4) ベルギーは、額面株式を無額面株式とを併用する、ヨーロッパでは稀な立法を採用する。額面については別段の定めはない(Lois coordonnées sur les sociétés commerciales, 3 Nov. 1935, art. 41) V. Wynendaele et H. Wouters, *ibid.* p. 120.
- (5) オランダ商法二一八条では、額面株であることを要求するが、最低額面額については何らの定めはない。V. Wynendaele et H. Wouters, *ibid.* p. 337.
- (6) ドイツ株式法二二条、フランス一八六七年法第一条二項、イタリア民法二二二九条、ベルギー一九三五年会社法二九条、ルクセンブルグ会社法二六条。
- (7) オランダ商法では、「定款資本」(maatschappelijk kapitaal)と「払込資本」(geplaatst kapitaal)の区別があり、前者は、定款に記載せられる資本額であり、株式発行の最高限を示し、定款変更手続をもって変更し得ない性質のものであり、かつ全額引受を要しない(商法三六条b)。これに対し、後者は、現実に引受けられ、株式が発行せられるものである(商法三七条f)。
- (8) ドイツ株式法二八条・フランス一八六七年法二条は、四

ヨーロッパ統一株式会社法成立に関する所論 (一)

- 分の一。イタリア法では十分の三 (Friedmann, *ibid.* p. 305)。ベルギー法二九条では五分の一。
- (9) この点は、前掲。
- (10) 発起人持分 (parts de fondateur, parts bénéficiaires) が、出資をなさずして、利益配当に与かる地位を意味し、かつ例外的にしか株式類似の地位を与えられない点については、フランス一八六七年法第二条・第三条参照。
- (11) フランス法(商法三五条・三六条)、ドイツ株式法(十条一項)。
- ベルギー法も両形式を認めるが、払込については最低二〇パーセントの払込を要するが、全額払込がなされるまでは記名式でなければならぬ。ただ実際上は、その流通性を考慮して無記名式が一般に行われているようである (Friedmann, *ibid.* p. 62)。
- オランダ法・ルクセンブルグ法(会社法四〇条・四一条)も両形式を認める (Van Wynendaele, *ibid.* p. 338)。
- イタリア法では、民法では両形式を認めているが、一九四一年十月二五日王令および一九四二年三月二九日王令は記名式のみとしている。その例外としては、本文に掲げる如く Sicile および Sardaigne において、特殊産業、すなわち軍事造船業・新産業開拓を目的とするものについては無記名株式の発行を認めている (一九四八年七月八日法および一九五七年四月一二日法)。

(未完)